

滑川市立南部小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

滑川市立南部小学校

1 南部小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

滑川市立南部学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定や「富山県いじめ防止基本方針」（平成 26 年 3 月策定、平成 29 年 6 月改定）に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するよう、「南部小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指します。

また、全ての子供がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止策の対策はいじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて子供が十分に理解できるようにすることを目指します。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子供の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服を目指して取り組みます。

2 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」という定義を児童、教職員、保護者で共通の認識となるよう努める。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、子供の社会性を育み、いじめを生み出さない雰囲気・態度の育成に努めます。
- ・全ての子供が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動で主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 **資料4**

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・ 定期的なアンケート調査やロイロノートでの相談体制の構築、教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照 **資料1** **資料2** **資料3**

- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や教育委員会で解決が困難な場合には、警察署等、関係機関と相談をして対応します。
- ・ いじめられた子供又はその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて地方法務局などの協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を最低3か月は、継続していきます。

(4) 地域や家庭との連携

- ・社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進します。
- ・より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

3 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

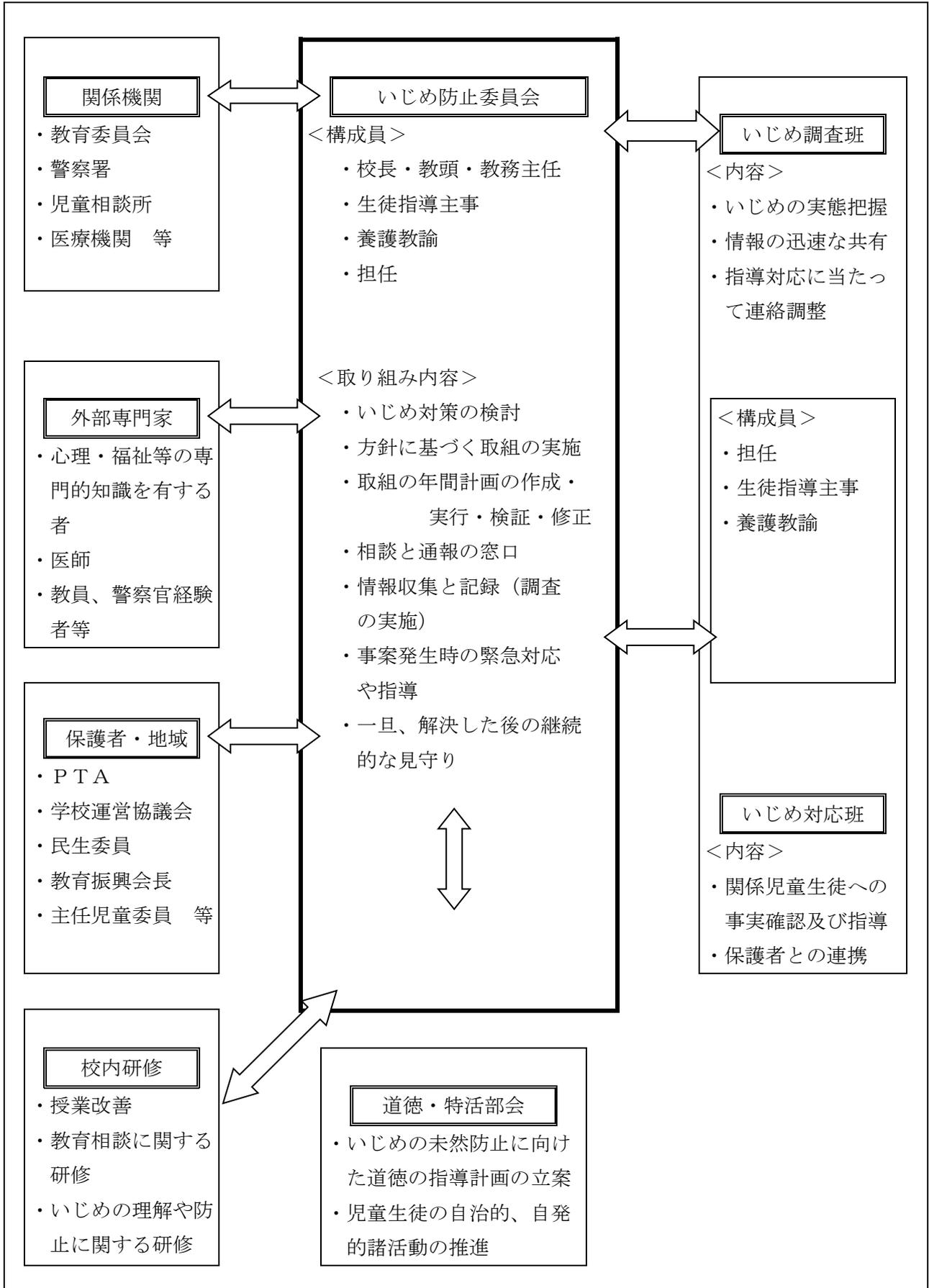
- | |
|---|
| <p>①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品などに重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）</p> <p>②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）</p> <p>※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」</p> |
|---|

(2) 重大事態の対処についての留意事項

- ・速やかに市教育委員会及び市長に報告し、教育委員会の支援のもと、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・当事者の同意を得た上で、必要に応じて説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。

資料1 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(例)】

(「法」第22条に基づく組織<必置>)



資料2 【表1 いじめ防止委員会】

役 職	分担 1	分担 2	備 考
校長	総 括		
教頭	調査班		
教務主任	調査班		
生徒指導主事	調査班	対応班	
養護教諭	調査班	対応班	
各担任	調査班	対応班	

資料3 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

